

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

融資あっせんシステム構築・保守業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和 8 年 1 月 23 日

川口市長 奥ノ木 信夫



1 業務概要

(1) 委託名

融資あっせんシステム構築・保守業務委託

(2) 履行場所

川口市の指定する場所

(3) 履行期間

ア 構築業務

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

イ 保守業務

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

(4) 業務内容

別紙「融資あっせんシステム構築・保守業務委託仕様書」のとおり

(5) 見積限度額

14, 176, 250 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※構築費用が 11, 536, 250 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないとともに、運用保守（60ヶ月）費用の総額が 2, 640, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を参考として示すもの。

2 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。また、プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 令和 7、8 年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（※）の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3)川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

(4)川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6)会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7)同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

(8)提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

実施要領・仕様書の公表(市HP掲載)	令和8年1月23日(金)
提案書等に関する質問受付	令和8年2月2日(月)12時まで
質問に対する回答(市HP掲載)	令和8年2月10日(火)
参加申込書の提出	令和8年2月13日(金)12時まで
企画提案書の提出	令和8年2月24日(火)12時まで
一次審査(書類審査)結果及び二次審査(プレゼンテーション)集合の通知	令和8年3月2日(月)
二次審査(プレゼンテーション)	令和8年3月16日(月)、17日(火) (どちらかを予定)
選定結果の通知・公表	令和8年3月25日(水)(予定)

4 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

提出された参加申込書等及び企画提案書等に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 評価項目

- 事業体制の評価
- 各機能に対する評価
- 機能要件
- 見積価格の評価

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市経済部経営支援課経営支援係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

メールアドレス 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 仕様書等関連情報の公開

下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。

令和8年1月23日（金）～令和8年3月31日（火）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/11/50183.html>

6 その他

詳細は、「融資あっせんシステム構築・保守業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「融資あっせんシステム構築・保守業務委託仕様書」による。